

# 「南越雑話」(八) — 翻刻と現代語訳 —

## 「南越雑話」輪読会

### 二 「南越雑話」中巻―翻刻と現代語訳―(承前)

#### 中巻―第四七話

一 厚木才兵衛ハ馬廻ノ士ナリシガ、至テ小兵也、其頃ノ馬廻ノ士タルヤ、武芸ニ達スル者カ、左ナクトモ大兵、ソウリキ 壮力ノ士ヲ撰ハル、然ルニ才兵衛至テ小兵ナルヲ以テ、同士折ニフレテ是ヲ嘲哂ス、才兵衛無念ニ思フト云ヘトモ、其党多キヲ以テ為ン方ナシ、或時、吉邦公近習ノ侍ニ玉ハク、才兵衛ハ小兵ナリト云ヘトモ、大兵ニモ勝ル器量アル者ナリト、皆是ヲ伝エ聞テ、其後才兵衛ヲ侮ラズ、才兵衛モ是ヲ聞テ、オンゲンシンゴ 恩言心魂ニ徹シテ悦伏ス、キヤジウサガ 行住座臥忘レズ、数年ニシテ、吉邦公逝去シ玉フ、才兵衛五十日カ間、闕事ナク廟参シ、五十日ニ当ル日、自殺シテ死ス、ア、吉邦公人ヲ遣ウノ明智、才兵衛又、能恩ヲ知ル者也、君ガ一日ノ恩ニヨツテ、妾

ガ百年ノ身ヲ忘ル、トヤラン、モロシ 唐土ノ人ノ云シモ如此事ニヤ

#### 〔注釈〕

○厚木才兵衛：諱は元真。一七〇〇年（越藩史略）に「年二十三」とあるため。一七二二年正月二日（松平文庫二〇四号「明君言動録」）。厚木才兵衛は秀康の結城時代から代々仕え、元真で七代目。父は厚木才兵衛知英（諸士先祖之記）「吉呂給帳」「越藩史略」では元易だが、「明君言動録」は元易を誤りと指摘）、一五〇石目付。元真は二五石五人扶持。手廻（諸士先祖之記）「吉邦給帳」。同じ逸話が「国事叢記」「続片磬記」「越藩史略」「越前人物志」「明君言動録」に掲載されている。○嘲哂：愚弄すること。○近習ノ侍ニ：吉邦は「鷹野で元真を呼び」（「明君言動録」）本人に告げたとされる。○恩言：目上の者からのありがたい言葉。○心魂ニ徹シ：心に深く響く。○行住座臥：日常の行動のことから、普段の意。○吉邦公逝去：享保六年（一七二一）二月三日子中刻（越藩史略）。○廟：運正寺にあった。○五十日：他の逸話では「四十九日」。○自殺シテ死ス：殉死。寛文三年（一六六三）家綱が殉死の禁止を口達し、福井藩では寛文八年（一六六八）

「殉死停止触」が出た（「家譜」『福井市史資料編六』）。遺書に「御大法殉死御制禁ノ事ナレバ殉死ニハアラス只御恩ノ万分ノ一ヲ報謝スルニ便ナケレバ切腹シテ黄泉ノ御供仕ル者ナリ乱心ノ旨披露致スベキ由ナリ」（「明君言動録」とあった。また「され共公儀之掟に、殉死之臣有之は、其亡主之不調法、跡目之主へ御掛り可被成旨故、乱心に相極、其主意泥土捨り候。先之四人（剃髪し髪を墓にいれ「甚不敬之至極婦女振廻也」とされた荻野孫右衛門、並河市九郎久中、村上喜内正甫、西尾忠三郎長宥）心底如何」（「国事叢記」『続片聿記』）。○明智：素晴らしい知恵。○君ガ一日ノ恩ニヨツテ、妾ガ百年ノ身ヲ忘ル、…白楽天「井底引銀瓶」の「君が一日の恩のために妾が百年の身を誤てり」による。（『白氏文集四』）。

#### 〔現代語訳〕

厚木才兵衛は馬廻であつたが、たいそう小兵であつた。当時、馬廻の者達は武芸に秀でた者か、体格に恵まれた者や、屈強な者が選ばれていた。そのため才兵衛は小兵であることを、同僚から折にふれて嘲笑されていた。才兵衛は口惜しく思っていたが、そのような人は多いので仕方がないと諦めていた。

ある時、吉邦公が近習の侍に「才兵衛は小兵であつても、大兵にも勝る器量がある」とおっしゃった。皆はこれを聞いた後に、才兵衛を侮らなくなつた。才兵衛は吉邦の言葉を深く心に留めてよるこび、常に忘れることはなかつた。

数年後に吉邦公が逝去されると、才兵衛は五〇日の間、欠かすことなく廟に参つた。そして五〇日に当る日に自殺した。吉邦公は人を遣うことに優れ、また才兵衛は恩を知ることができる者であつた。「主人の一日の恩により、妾は自分の人生を忘れる」とやら中国の古人がいったのはこのことであらうか。

（北村明恵）

#### 中巻―第四八話

一 水野源七御納戸役ナリシ時、或日御泉水へ成セラル、源七御小人何某ヲ呼び、俄ニ御用ノ事アル間、此沐浴衣ヲ持来ルベシト云、御小人ガ云、私トモ只今迄カヤウノ物ヲ持タル事はナキ間、持ガタシト、源七又云、汝等如此物ヲ持ザル事ハ、我常ニ知ル処ナリ、然レトモ今俄ニ御用アリ、折フシ持人ナシ、汝持来ラザル時ハ、我自ラ持行カン、左ナキ時ハ御用ヲ闕クベシ、然レバ我代リニ持来ルヘシト云、御小人キカズ、先規ヨリ如此モノハ私トモ持ザル格ニ候ヘハ、何様ノ儀ニテモ持ガタシト、時ニ源七、汝決シテ持マジキカト謂テ、言下ニ刀ヲ抜テ両段ニキル、皆人水野ヲホムル

#### 〔注釈〕

○水野源七：諱は宗友。父は水野藤兵衛重俊。「忠昌公御代被召出光通公御代慶安二己丑年配知被下」、養子藤兵衛が家督を継ぐのは元禄一三年（二七〇〇年）（「諸士先祖之記」）。二〇〇石（「綱昌給帳」番外（「大塩八幡宮本綱昌御給帳」）。一〇〇石、大御馬印奉行（松平文庫八九〇号「列番帳」）。寛文一一年（一六七二）光通の娘布与姫の婚礼行列では挟箱二つを持つ。延宝七年（一六七九）越後騒動で処分され綱昌に預けられた中根長左衛門を藩に護送した。（「越藩史略」「国事叢記」）。源七は宝蔵院流槍術師範の中村市右衛門が笹治刑部に切紙を許したことを不服とし、谷崎忠左衛門・葉島茂兵衛・本多武兵衛と共に刑部に挑戦して打ち負かされた。後に、鮎川へ巻網に行き槍の仕掛けを悟り、漁もせず道場に帰ったという。（福井市立郷土歴史博物館蔵「冬夜雑話」・松平文庫九六〇号「南越見聞雑話」・『越前

人物志』『福井藩史話上』歴史図書社、一九七五年)。「カワウソの三つの礼」などの名で、源七が悪戯した老カワウソの手を切り、手を返す代わりに三つの礼を受けたという昔話が伝わっている(『冬夜雑話』『南越見聞雑話』杉原丈夫『越前若狭の伝説』松見文庫、一九七六年)。○御納戸役：表御納戸は御台所脇。下代二、三名がお礼諸役所が使用する筆墨・用紙・薪炭・油・蠟燭をここで受け取る。(『福井藩史事典』)。○御小人：おこびと。雑役をつとめる者。○沐浴衣：湯帷子。蒸し風呂の中、またはその後に着用する麻の単衣。御泉水屋敷には昌明(吉品)改修以前から屋敷と風呂があった(『国事叢記』)。○両段：両断する。

### 〔現代語訳〕

水野源七が御納戸役であった時、ある日、御泉水へ藩主が御成りすることになった。源七は御小人の何某を呼び、自分に急な御用があるので、この沐浴衣を持って来るようにと言いつけた。御小人は「私どもは今までこのような物を持ったことはありません」といった。源七は「お前たちがこのような物を持ったことがないことは私もわかってる。それでも今急に御用があり、ちよほど持つ人がいないのだ。お前が持つて来ない時は私が自分で持つていくが、そうでないときは御用を欠いてしまうので『自分が代わりに持つてきました』といえはいいのだ」といった。御小人は聞かず「私共は先例によりこのような物を持たない格でございますので、どのような状況でも持つことはできません」といった。源七は「お前は決して持つてはいけないのか」といって、すぐさま刀を抜いて一刀両断にした。皆は水野を褒めた。

(北村明恵)

### 中巻―第四九話

一 宗昌公、松岡ニ御座ナサル、時、専ラ文武ノ学ニ御心ヲソメラレ、其上武芸ニモ甚御出精ナリ、或人申上ケルハ、君万芸ニ御出精ナサル、事、恐ナガラ御尤ニ奉存候、去ナカラ、万事カヤウニ御出精ナサレ候テハ、若御病氣ナド指起リ候事モアルマジキヤト、末々迄安心仕ラズ候、御修行遊ハサレ候内ニテモ、武芸ナドハ一己ノ小術ニ御座候ヘハ、程ヨク遊バサレ候テモ、可ナランカト申上シ、宗昌公ノ玉ク、汝ガ云処一理アリ、去ナガラ伊予守殿ニハ誠ノ主将ト云モノナレバ、文道ヲ学ビ、武備ヲミガキ玉ヒナバ、一己ノ武芸ハヨキ程ニ致シ置レテモ然ルベシ、我ハ夫トハ替リ、伊予守殿ノ先手ヲスル程ノ身分ナレバ、自ラ太刀ヲトリ、鎗ヲ提ゲテ、士卒ヲハゲマス程ニナクテハ、相スマザル事トノ玉ヒケルト也

### 〔校訂〕

①ヒソメラレ↓⑤⑩ソメラレ

### 〔注釈〕

○文武ノ学：文化・文治など文化的な面と武道、武力など軍事的な面にかかわる学問のこと(『日本国語大辞典』)。ここでは、特に座学のことを指すか。  
○心ヲソメラレ：思いをかける。強く思う。心を深くよせる(『日本国語大辞典』)。○修行：学問、芸術などを身につけるように努力し学ぶこと(『日本国語大辞典』)。○一己：自分一人、一個人(『日本国語大辞典』)。○伊予守殿：福井藩主松平吉邦のこと。○文道：文学の道、学芸の道。○相スマザル：義務や義理が果たせない。申し訳ない(『日本国語大辞典』)。

## 〔現代語訳〕

宗昌公が松岡藩主でいらつしやる時、もっぱら文武の学間に熱心に取り組み、その上武芸にも励んでいた。ある人が宗昌公に「すべてのことに励まれるのはもつとものにございます。しかしながらすべてのことにこのように励まれては、御病気になるのではないだろうか」と、松岡藩の者は下々まで安心することができません。学ぶものの中でも、武芸などは一個人の小術ですので、程よくしても良いのでないでしょうか」と申し上げた。宗昌公はこれに対して「それは一理ある。福井藩主の吉邦公ほどの真の主将であれば、文道を学び、武備を磨かれていけば、一個人のものである武芸は適度にしておいても構わない。しかし私は吉邦公とは違い、先陣をきる程度の身の程であるので、自ら太刀をとり、槍をさげて、士卒を上げますほどでなければ、申し訳がたたない」とおっしゃった。

(木村美幸)

## 中巻―第五〇話

一 嶋田宇右衛門ハ原平左衛門子ナリ、前二平左衛門子ナキニヨリ、彦坂又兵衛次男ヲ養テ嗣子トス、後宇右衛門生ル、又兵衛早速平左衛門ガ方ニ往テ云、足下嗣子ナキヲ以テ、我次子ヲ養テ嗣子トス、今既ニ実子出生ス、嗣子トスベシ、然レハ我次男ヲ返スベシ、今召連返ラン為ニ来レリト云、平左衛門ガ云、一度我子トナシタルモノ、今実子出生ナレバトテ、返スト云事アラジ、其元左云ハント思ヒ、今度出生ノ男子ヲ以テ、出家トナサン為、大安寺ノ門弟二約ヲナシ置タレバ、決シテ返ス事アラジ、コ、ニ於テ止ム、

後吉品公、此旨ヲ聞シ召レ、兩人ノ所存奇特ニ思召レ、右ノ実子ヲ幼少ニテ召出サル、後年、嶋田氏ヲ継ガセラレ、嶋田宇右衛門ト云、終ニ中老職ニ任ジ、宗矩公御幼少ノ時ヨリ、常ニ諫争ヲ以テ君ノ過チヲ正スヲ任トス、宗矩公御若氣故カ、聊カ御意ニソムキ、御勘氣ヲ蒙リテ蟄居ス、年ヘテ其旧功ヲ思召当ラレケルカ、御勘氣ヲ御免シナサレ、御懇意甚シ、誠ニ君、家光公ノ御風儀アレハ、宇右衛門又、青山伯州ノ器量アリト云ヘシ

## 〔注釈〕

○嶋田宇右衛門：諱は重列。実父は原平左衛門で、養父は嶋田内蔵之助重休（諸士先祖之記）。吉品代の元禄一〇年（一六九七）に奥小姓に召し出されている。正徳四年（一七一四）に嶋田内蔵助の養子となる。享保元年（二七一六）に名字と家督五〇〇石を相続、寄合格となる。享保九年に御奏者、翌一〇年には二〇〇石加増されて近習締り役を仰せ付けられる。享保一五年八月には一〇〇石加増されて、九月には御用人となる。同年一〇月に休息、養子清左衛門に家督を譲る（藩士履歴）。なお、『越前人物志』に同様の逸話が収録されている。○原平左衛門：諱は正武。実父は嶋田清左衛門重季三男で、養父は原八衛門正房。万治二年（一六五九）に跡しが下される。吉邦代の正徳二年に養子富正（彦坂又兵衛重庸次男）に家督を譲る（諸士先祖之記）。貞享半知後の知行高は一五〇石。元禄三年に江戸において先弓頭を仰せ付けられる（藩士履歴）。○彦坂又兵衛：諱は重庸。光通代の寛文五年（一六六五）に召し出される。嫡子浅右衛門が家督を継ぐが、故あつて断絶。吉品代の元禄一四年に彦坂又兵衛重矩が奥小姓に召し出されている（諸士先祖之記）。知行は二〇〇石（吉品給帳）。○其元：二人称の人代名詞。同等またはやや目下の相手に対して用いる（『日本国語大

辞典〕。○大安寺：福井市田ノ谷町の臨濟宗妙心寺派の寺院。福井藩主松平光通が大愚宗榮を開山として、越前松平家の永代菩提所として万治元年に創建した〔『福井県の地名』〕。○諫争：争ってまでも強く目上をいさめること〔『デジタル大辞泉』〕。○勘気：目上の人からとがめをうけること。また、下、奉公人、子どもなどが、主君、主人、親などの怒りにふれること。また、その怒りやとがめ〔『日本国語大辞典』〕。○徳川家光：江戸幕府三代将軍。老臣の諫言をよくきいて行動を改めたという数々の逸話がある〔『国史大辞典』〕。○青山伯州：江戸時代前期の大名青山忠俊のこと。官職名は伯耆守。慶長一二年（一六〇七）に徳川家光の傳役、元和元年（一六一五）には補導役となり、將軍教育に専念した。同九年、將軍家光に対して公衆の面前で叱正したため、家光の勘気にふれて減封となった。〔『国史大辞典』〕。

#### 〔現代語訳〕

嶋田宇右衛門は原平左衛門の子である。以前、平左衛門に子がなかったため、彦坂又兵衛の次男を養子にもらい、嗣子とした。後に宇右衛門が生まれると、又兵衛は早速平左衛門の家にやって来て言った。「あなたに嗣子がいなかったたので、私の次男を養子にやって嗣子としたが、このたび既にあなたの実子が生まれたので、嗣子とすべきである。したがって、私の次男を返すべきだ。今日は次男を連れ帰るためにここに来たのだ」。平左衛門は言った。「いったん我が子としたものを、今実子が生まれたからといって返すということはない。あなたがそのように言うだろうと思って、このたび生まれた子は、僧侶にするため大安寺の門弟すると約束してあるので、決して返すことはできない」。これを聞いて、又兵衛は次男を連れ帰ることをやめた。後に吉品公がこの話をお聞きになり、両人の行動は殊勝であるとお考えになったので、幼い平左衛門の実子を還俗させて召し出された。

後年、嶋田氏の家督を継がせられ、嶋田宇右衛門となり、ついに中老職に任じられた。宇右衛門は、宗矩公が幼少の時から、常に争ってまで諫め、

君主の過ちを正すことを役目とした。宗矩公がまだお若かったためであるか、宇右衛門はわずかながら御意向に背いて宗矩公のお怒りにふれ、蟄居となった。年を経て、宗矩公は宇右衛門の旧功をお考えになられ、おとがめを免除なされ、両者は大変親しい間柄となった。まことに宗矩公は徳川家光公のようなご風儀があり、宇右衛門もまた青山忠俊のような器量をもっていたといえよう。

（田川雄一）

#### 中巻―第五一話

一片岡助四郎、吉田長助二恨ヲフクム事アリ、或時長助ガ宅ニ至リ、長助蘭ニアルヲ知テ、路次ヲ破リ入テ、刀ヲ抜テ切カクル、長助短刀ヲ抜テ切結フ、長助ガ妾、刀ヲ持出、授ルト云ヘトモ、長助是ヲ取二間ナシ、長助七ヶ所ノ深手ヲオヒ、助四郎ガ為ニ死ス、助四郎モ十三ヶ所ノ疵ヲ蒙ルト云ヘトモ、薄手故、退カンガ為ニ門内ニ出ル、時ニ長助ガ妾、長助ガ娘ヲ助ケ出テ、助四郎ヲ追ハシム、娘薙刀ヲ以テ、助四郎ヲ門下ニ薙倒シ、父ノ讐ヲ報ズ、隣家松原十太夫、早く往テ儉使ニ応対ス、言語は甚審カナリシトゾ

#### 〔注釈〕

○吉田長助：御番組・一八石三人扶持（吉品給帳）。○蘭：菜・花・草・果樹が植えられた地。遊樂用の庭。○路次：門内や庭内の通路。門から玄関までの通路。○切結フ：刃を交えて激しく切り合う。○薄手：戦いなどで受けた軽い傷。○助ケ：手伝うこと。吉田長助の娘が薙刀を持って家か

ら出るのを手伝ったことを指すと考えられる。○讐：仇。讐敵。○俛使：殺傷・変死などを検視する役人。

### 〔現代語訳〕

片岡助四郎は吉田長助に恨みをもつ事があった。ある時助四郎は、長助の自宅を通ったとき、長助が庭にいるのを知って、庭の露地を破り、刀を抜いて長助に切りかかった。長助は短刀を抜いて切り結んだ。長助の妾が刀を持ち出して渡そうとしたが、長助は刀を受け取る間がなかった。長助は七ヶ所の深手を負い、助四郎の襲撃が原因で死んだ。助四郎も十三ヶ所の疵を受けたが、軽傷だったので、逃げ出すために門内に出た。その時長助の妾は、長助の娘が家から出るのを手伝って、助四郎を追いかけさせた。娘は薙刀で助四郎を門の下でなぎ倒し、父の復讐を果たした。隣家の松原十太夫は早々に助四郎の家に行き、検使に対応したが、十太夫の話は非常に詳細であった。

(高岡 萌)

## 中巻―第五二話

一菅沼平助、野遊ヤユウヨリ帰ル時、町家ノ夜衛役ヤバンヤク、法外ノ事有ニヨリ、大ヒニ打擲チキマツス、此事町方ヨリ訟出ルニヨリ、菅沼御叱リヲウケ、以来慎ミ申ベキ旨仰出サル、時ニ平助謹テ云、仰出サル、趣恐入候ヒヌ、然シナガラ、以後ヲ慎ミ申ヘキ旨ハ御請仕カタシ、若只今帰路ニモ右ノ如キ法外是アルニ於テハ、右之通ニ仕ベシト申タリシ、古語ニ、良狗リョウコハ人ヲ喰ムト云事ノ有シ由、心剛ナル者ハ自ラ其萌頭モウダウハル、ハ人常ナリ、其強ミヲクジカル、時ハ英氣エイキナ

マル、壮若ソウジヤクノ者、強ミノ過アヒチハ、聊ノ事ナラバ見ノガシ置時ハ自然ト男道オトミチスタレズ、然シナガラ、外柔和ニテ内剛強ナル者アレトモ、是ハ沈勇チンユウトヤラ云テ、千万人ニ一人ナラデハ是ナキ者ナレバ、普通フツウニハ用ヒガタシ、宗矩公、此所ヲ思召付ラレケルカ、再ヒ平助ヲ御馬廻リニ召ツカハレシナリ

### 〔注釈〕

○菅沼平助：岡平助。諱は定次。正徳二年（一七一二）家督を継ぐ（諸士先祖之記「姓名録」）。養祖父・平兵衛の代は二〇石三人扶持だったが、享保三年（一七一八）に平助が御手廻を仰せ付けられ、切米二五石五人扶持に加増（吉邦給帳）。大御番組一番一五石五人（宗矩給帳）。○野遊：花見、草摘み、狩などを楽しむこと。○夜衛：夜番のことか。夜、火災や盗難などの用心のために番をすること。○古語：出典は不明。○良狗：役に立つて、よい犬。○男道：男として行なうべき道。○沈勇：沈着で勇敢なこと。

### 〔現代語訳〕

菅沼平助が野遊より帰る時、町屋の夜衛役が法にはずれたため、大いに打ち叩いた。その事を町方より訟えられたので、平助はお叱りを受け、以来謹慎するよう仰せつかった。その時に平助は謹んで言った。「仰つたことは恐れ入ることで。しかし、以後謹慎することは御請けできません。もし今帰路にて右のように法に外れることがあったならば打ち叩きます」と申した。

古語に良狗は人を噛むとある。気が強い者は自ずと兆しが出るのが普通だ。その強みを控かれる時は英気がなまる。若者の強みの間違いは、僅かなことであれば見逃すことで自然と男道が廃れない。しかし、外柔内剛の

者がいてもこれは沈勇と言って千万人に一人二人いない者なので、普通に用いることができない。宗矩公はこのことをお考えになられたのか再び平助を御馬廻に登用したということだ。

(角 衣利奈)

### 中巻―第五三話

一 永見平之進方若党堀江新左衛門ト云者ガ弟ニ堀江武太夫ト云者アリ、平之進方エ心安ク出入ス、或朝、平之進起出テ手水ヲツカウ所へ彼武太夫来ツテ不慮ニ平之進ヲキル、平之進脇指ヲヌクト云ヘトモ、初太刀ノ疵重ケレバ応ズル事アタハズ、ツイニ死ス、武太夫刀ヲ振ツテ表ノ方エ出ル、兄新左衛門、台所口ニテ当ト出会フ、主人ヲ討タルヲ露シラズ、只乱心トミテ手取ニセントシ、面ニ疵ヲ蒙ル、働ク事叶ハズ、若党宗兵衛ト云者出迎ヒ、刀ヲ以テ切結フ事良久時ニ、平之進ガ養子八五郎、若年ナルヲ以テ未父永見丹下方ニアリ、平之進ガ小者右ノ首尾ヲ早速告ル、八五郎速ニ趣ク、丹下ハ他行シテ留守ナリ、妻女、僕ニ銀ヲ持セ、八五郎ガ跡ヨリ追ハシム、八五郎、平之進ガ方ニ至リ見レバ、門ヲ閉タリ、是小者ノ働ナリト云ヘリ、八五郎タルヲ聞テ門ヲ開キテ入ル、八五郎台所口ニ入ル、宗兵衛武太夫、互ニ疵ヲ蒙ルト云ヘトモ勝負未決セズ、引組テ争フ、武太夫氣活達ニシテ宗兵衛スデニ危シ、八五郎直ニ進ンテ武太夫ヲ撃、父ノ讎ヲ報ユル、コ、ニ於テ八五郎二別ニ三百石ヲ玉ヒ、其家ヲ立サセラル、平之進ガ家人、新左

衛門宗兵衛ハ云ニ及バズ、小者中間ニ至ル迄相応ノ働キアリシハ、平之進ガ平生ノ心掛ニヨルモノナランカ

#### 〔校訂〕

①或時↓⑤或朝 ①平世↓⑤平生

#### 〔注釈〕

○永見平之進：享保一〇年（一七二五）養父治部右衛門（永見志摩吉次の庶流）の跡目を継ぐ。寄合席。五〇〇石（藩士履歴）。寛保元年（一七四一）六月二日病死（土族略履歴七）。本項の事件は「越藩史略」「国事叢記」「続片響記」「藩士履歴」「越前人物志」にも記載され、「越前人物志」以外には寛保元年の出来事と記されている。ただし事件（平之進の死亡）の日は五月二日（越藩史略）「続片響記」、六月二日（藩士履歴）、六月二日（土族略履歴七）「国事叢記」と異なっている。永見平之進以外の人名や詳細にも資料ごとに異同がある。○堀江新左衛門：給帳等に記載なし。「国事叢記」では堀江新右衛門、「続片響記」では家来とのみ表記。○堀江武太夫：給帳等に記載なし。正しくは堀江勘兵衛か（土族略履歴七）ほか。「南越雑話」「越前人物志」以外の資料では新左衛門との血縁関係には触れられず、代官萩原伊太夫の請込手代とある。○手水：手や顔を洗ひ清めるのに使う水。○不慮ニ：突然に。不意に。○宗兵衛：給帳等に記載なし。「国事叢記」では惣兵衛。○八五郎：平之進の養子。正しくは吉五郎か（土族略履歴七）ほか。実父を永見丹下と記すのは「南越雑話」と『越前人物志』のみ。○若年：近世、一七歳から一七歳までの呼称（『日本国語大辞典』）。○永見丹下：宝暦五年（一七五五）父多門の跡目を継ぐ。寄合席。五〇〇石。安永一〇（天明元）年（一七八一）隠居（藩士履歴）。「御城下絵図」（松平文庫一三三六号）によれば、永見平之進と永見丹下の屋敷はともに福井城本丸北東の区画にあり、筋向いに位置していた。○小者：

武家の奉公人で、武士の身分を持たない者。○鋌：もじり。三道具（みつどうぐ）のひとつ。袖搦（そでがらみ）とも言う。長さ九尺、先端に二尺一寸の鉄製の突起がつく。江戸時代、突棒、刺股と一組で「三道具」として辻番所や御門番所などに備えられ、狼藉人の捕縛に使われた。○引組：組打ちする。取っ組み合いする。○活達：闊達（とどこ）おりになく自在なさまから、充実しているまたは活力があるほどの意味か。○八五郎二別三石ヲ玉ヒ、其家ヲ立サセラル：『藩士履歴』の永見平之進の項目に本件の経緯が記され、「依之拜知被召上、新二五郎へ三百石被下」とある。永見家がいったん知行を召し上げられ、改めて吉五郎（八五郎）へ三〇〇石が与えられて再興されたことがわかる。○中間：武家の奉公人。侍と小者の間の身分とされ、雑用に従事した。○平生：ふだんの。常日頃の。

### 〔現代語訳〕

永見平之進の若党の堀江新左衛門という者の弟に堀江武太夫という者がおり、平之進のもとに気安く出入りしていた。ある朝、平之進が起き出して顔や手を洗っているところへ、その武太夫が来て不意に平之進を斬った。平之進は脇指を抜いたものの、初太刀で受けた傷が重かったために応戦できず、とうとう死んでしまった。武太夫が刀を振って表の方へ出た。兄の新左衛門は、台所口で武太夫と出くわした。新左衛門は主を討たれたとは露知らず、ただ乱心だと思ひ捕まえようとして顔に傷を負い、戦えなくなつた。若党の宗兵衛という者が出て武太夫を迎え撃ち、刀で切り結んでしばらく経つたところに、平之進の養子の八五郎、まだ若年であつたので実父の永見丹下のもとにいたが、平之進の小者が右の次第を急いで告げたので、八五郎はすぐに平之進宅へ赴いた。丹下は他所へ出かけていて留守であつた。丹下の妻が下僕に鋌を持たせて八五郎の後を追わせた。

八五郎が平之進の家に着いてみると、門が閉まつていた。これは小者の働きといえる。八五郎だと聞いて門を開いて入れた。八五郎は台所口に入つ

た。宗兵衛と武太夫はお互いに傷を負っていたが勝負はまだついておらず、取っ組み合せて争っていた。武太夫は気力に満ちており、宗兵衛はすでに危ない状態だった。八五郎はすぐに進み寄り、武太夫を撃ち、父の仇を報いた。これにより、宗矩は八五郎に別に三〇〇石を与え、永見家を立てさせた。

平之進の家のものは、新左衛門や宗兵衛は言うに及ばず、小者中間に至るまで相応の働きがあつたのは、平之進の常日頃の心がけによるものであろうか。

（瓜生由起）

### 中巻―第五四話

一 宗矩公御代、二階堂村吉右衛門ト云者、代々心ガケ貯置タル由ニテ、金子百五両奉ル、誠二百両千両トモ限ラズ、百五両ト云ハ、心底限りナルベシ、御上ニテハ少分ノ儀ナガラ、其志ヲ称美セラレテ、吉右衛門ニモ御褒美アリ、其上右ノ金子、彼ハ国主ヘノ志ニテ指上シモノナレバ、上ニハ又、公儀エノ御勤スジノ事ニナサルベキトテ、御武具ノ方、入用ニ仰付ラレシヨシ

### 〔注釈〕

○二階堂村：丹生郡のうち、はじめ福井藩領、正保二年（一六四五）松岡藩領、享保六年（一七二二）より再び福井藩領。村高は正保郷帳によると田方一五八石余、畑方七石余（『角川日本地名大辞典』）。○吉右衛門：『国事叢記』でもこの逸話は記載されているが、同書では吉左衛門となっている。二階堂村で代々庄屋を務めた小泉家の承譜と考えられる（『福井県史資料編



6『小泉教太郎家文書解題』。献上した金子の量や褒美を授かることなど、ほぼ同じ内容であるが、「国事叢記」では藩から吉右衛門に対して今後、居村の持高にかかる諸役（夫米、雪垣代銀など）の免許が申し渡されたことが記載されている。○心底：心の奥底、いつわりやかざりのないまったくの真心。心から、本当に（『日本国語大辞典』）。○少分：小さくわけること、小分け。わずかであること、また小さいこと（『日本国語大辞典』）。○称美：ほめたたえること、賛美すること（『日本国語大辞典』）。○国主：宗矩のことか。

### 〔現代語訳〕

宗矩公の時代に二階堂村の吉右衛門という者は、心がけて財を蓄え、金子一〇五両を藩に献上した。献上したのが一〇〇両や一〇〇〇両ではなく、一〇五両ということは、それが本当に吉右衛門の財の限りであったのである。藩においてはわずかではあつたが、その志をほめたたえられて吉右衛門にも褒美が与えられた。その上で金子については、「これは国主（宗矩様）への奉公として差上げたものなので、宗矩様もまた、公儀へのお勤めに使っていただけば……」と吉右衛門が言うので、武器の入手に使うようにと命じられたということである。

（中村 賢）

### 中巻―第五五話

一宗矩公御年若キ時、一、二度兎狩ヲ遊バサレシニ、御獲物モ是アリト云ヘトモ、勢子並ヨロシカラズ、相図約束相違ノ事多カリシカバ、甚御不興ニテ、半バニシテ止サセラレシ事アリ、其後吉江山ニテ、兎カリ遊バサレシ時ハ、前方御習シ厚ク、法令等モ厳重

ニ仰付ラレシカバ、行伍能ト、ノヒ、座作進退能節ニ応ズ、其日御獲物ハ少ナカリシカトモ、甚御機嫌ヨク入セラレシトゾ

### 〔注釈〕

○兎狩：練武的性格を有し、また組織的な軍事訓練の意味もあつた（赤田光男「狩猟の練武性とウサギ狩りの作法」『ウサギの日本文化史』世界思想社、一九九七）。安永五年（一七七六）、安政四年（一八五七）に兎狩りが行われた際は、旗持や鉄砲隊、騎馬隊など計五〇人以上が参加した（五畿屋文書「吉江兎狩御行列」、上田五兵衛家文書「吉江批山兎御狩御行列附」）。『国事叢記』には寛保元年（一七四一）二月二十八日に兎狩りの記録があり、兎狩りの猟期は冬であつたことがわかる。冬季の兎狩りについて、赤田前掲書によれば、狩りの対象は白兎であり、雪上の足跡から搜索し、黒くなつた耳の先端部分で雪と見分けるといふ。また同書にて、若者の精神や身体を鍛えるため、明治期以降も学校生徒や村の若者組が兎狩りを行つていた熊本県の事例が報告されているが、福井県においても明治一六年（一八八三）一月に福井警察署の巡査達が兎狩りを行つていたことが確認できる（明治一六年一月一日福井新聞「雑報」）。○吉江山：天神山（現鯖江市）の北東に位置する山か。天神山の麓に位置する吉江村には「雁鳧群集」する吉江澍（低湿地帯）があつた（『福井県の地名』）。また吉江村は「吉江筋」として「御鷹野場所」ともされた（『福井藩史事典』）。吉江山という地名は地形図や地名辞典にみえないが、山頂部の看板に表記されていることから、通称地名として残存しているといえよう。○行伍：軍隊、隊列（『日本国語大辞典』）。○座作進退：立ち居振る舞い（『日本国語大辞典』）。○節：自己の信ずる考え、志、行動などを貫き通して変えないこと（『日本国語大辞典』）。

### 〔現代語訳〕

宗矩公のお年が若い頃、一、二度兎狩りをなさつた際、獲物がいても勢子

の並びが良くなく、合図や約束が間違っていることが多かったため大変機嫌を損ね、狩りを途中でやめさせたことがあった。

のちに吉江山で兎狩りをなさったときは、前もってしっかりと狩りの練習がなされ、きまりなども厳重に命じられたため、隊列はよく整い、立ち居振る舞いもしっかり宗矩公の考えにに応じていた。その日の獲物は少なかつたが、宗矩公は大変御機嫌良くいらつしやつた。

(伊藤大生)

## 中巻―第五六話

一 宗矩公、或時新刃ヲ鍛冶下坂ニ仰付ラレ、出来セシカバ其方ノ役人御試ノ事ヲウカ、御意ナサル、ニハ、新刃ノ事ナレバ刃ゴ、ロヲ試ベキ事ナリ、若鹿ナドノ類ノ死タルヲタメシテハ如何アルベキトノ玉ウ、伺公ノ者、右ノ類ノ物ハ皮厚キ物ナレバ相成マジキカノ旨言上ル、又御意ナサル、ニハ、左候ハ、江戸表ハ万事大ノ儀ナレバ試モ成安カルベシ、彼地エ廻シ候ヤウニト仰出サル、右ノ如キ聊ノ事ニテモ御仁心ノ厚キ処ヲ知ルベシ

### 〔校訂〕

①鍛冶↓⑤鍛冶

### 〔注釈〕

○鍛冶下坂：肥後大掾藤原下坂（初代康継）を祖とする刀工。二代から三代への代替わり時に越前下坂家と江戸下坂家とに分立（前者は越前松平家御抱、後者は幕府御抱）。前者の宗矩在任中の当主は四代康意（切米二〇石）。

五代市左衛門（同・扶持なし）・六代武右衛門（同・同）（松平文庫九二六号「新番格以下」・同九二七号「諸役人并町在御扶持人姓名（十二）御国町方」）。なお『越前人物志』「下坂康継」の項には、五代市左衛門が「延享二年二月命により権現堂奉納の太刀を作る」とある。○其方ノ役人：御腰物奉行か（『福井藩史事典』「御腰物奉行」の項に「御手元御用の御腰物は御小姓頭取より御側御用人へ御品出し入れを申し出、夫より御腰物奉行へ指図の上、奉行は御小姓頭取へ指し出す」とある）。○御試：試し斬り。近世中期は死罪人や死体などで試していた。なお、本話の「御仁心」は死罪人や死体といえども領民で試し斬りをしようという意か。○刃ゴ、ロ：刀固有の切れ味の特質か。○伺公の者：御側御用人か（『福井藩史事典』）。

### 〔現代語訳〕

ある時、宗矩公が御抱の刀工下坂家に新刀の作刀を仰せ付けた。新刀ができあがったので刀を扱う役人が宗矩公に試し斬りについて伺ったところ、宗矩公は「新刀なのだから、実際に斬って刃心を試してみるべきであろう。若鹿などの死骸で試し斬りをするとはよいのではないかと仰った。それに對して伺候の者が「若鹿などは皮が厚いので不向きでございます」と申し上げると、宗矩公は考えを改めて「それならば、何事にも事欠かぬ江戸であれば、試し斬りにも困るまい。江戸へ回すよう手配せよ」と仰せ出された。このような試し斬りをめぐる些細なことからも、宗矩公のおもいやりの厚さが知れよう。

(堀井雅弘)

## 中巻―第五七話

一 宗矩公或時、加茂山夕坂鳥ニ御越シナサレシニ、スデニ大陽西山

ニカタムキ時尅<sup>ツ</sup>後<sup>ヲ</sup>レシカバ、御駕ヨリ下<sup>リ</sup>サセラル、御歩行ニテ急ガセラル、又或時、上方御放鷹ノ時、俄カニ御政務スジノ御用出来シカバ、如此ノ趣ニテ御急<sup>ツ</sup>ナサル、間、何茂急ギ申ベシ、其上折節ハ足タメシニ早道ヲ致シ候モ然ルヘク、幸ヒニ路モ能候条、ツヅキ候ヤウニト仰出サレ、御馬ヲ早メサセラル、供奉ノ者トモ逸足<sup>イ</sup>ヲ出シテ従ヒ奉ル

此ノ外宗矩公ノ格言多シト云ヘトモ、予ガ伯父明石慶弘、命ヲ蒙リ前ニ著ス処ノ御咄語ト云モノニ、審カニ記スヲ以テ、コ、ニ略ス

### 〔注釈〕

○加茂山夕坂鳥：米の収穫後の水田に水を張り、そこから山へ飛来する鴨や雁をY字型の投げ網で絡め捕る「坂鳥」と呼ばれる狩猟を行った。「加茂山」は現在の加茂河原辺りに相当し、藩が指定した坂鳥場とされ、多くの藩士に利用された。幕末には儉約令の一環として一時廃止となったが、後に復旧された。○太陽：太陽のこと。古くは「太陽」と表記し、中古から見られる。「太陽」の表記は幕末の対訳辞書などに見られ、一般化するのには幕末から明治にかけてである。幕末の諸外国語の学習過程で、漢籍に典故がある「太陽」の方が選ばれるようになったものか（『日本国語大辞典』）。○逸足ヲ出シ：早足で駆けること（『日本国語大辞典』）。○明石慶弘：一七〇四～一七六八。明石貞弘の次男として生まれる。父の家督を継いだ兄正弘が江戸に没し、故あって家禄を召し上げられた後、改めて当時一七歳の慶弘に五人扶持が与えられた。父の修めた武田流軍学を継ぐ。元文三年（一七三八）には藩主松平宗矩の命を受けて『兵法雄鑑』五二巻に疏註を施し、翌年その書が成ると宗矩に進講したという。福井藩の軍学は井原家の義経流に拠つ

ていたが、この後義経流と武田流を併用するようになった（『越前人物志』）。○御咄語：「御出語」。延享三年（一七四六）に成立した、松平宗矩の言動録。作者は明石慶弘。松平文庫（福井県文書館寄託）および越国文庫（福井市立図書館蔵）に所蔵されている（堀井雅弘『名君』松平吉邦の言動録）。『福井県文書館研究紀要』一三号、二〇一六年）。なお本項は「御咄語」であるが、作者が同じ明石慶弘であること、春嶽公記念文庫本に「ゴシュツゴ」のルビが振られていることから、同一のものと判断した。

### 〔現代語訳〕

宗矩公はあるとき加茂山夕坂鳥にお越しになった。既に太陽は西の山に傾き、猟するには時刻が遅くなってしまうので、駕を降りられて、ご自分で歩かれてお急ぎになったのである。

また別のとき、南方の鷹場における御放鷹の際、急に政務関連の御用件が発生した。そのようなわけでお急ぎなざる間、「皆も急ぐように。機会があれば足試しとして急ぎ足をするのも当然のことだ。幸いに道の状態も良いので、私に続くように」と命ぜられて、御馬の速度を速められた。お供の者たちも足を速めて従い申し上げた。

この他にも宗矩公の格言は多いが、私の伯父である明石慶弘が公の命を受けて著した「御咄語」という書物に詳しく記しているので、ここでは略してこれ以上記さない。

（田中伸卓）

### 中巻―第五八話

一 御所垣内村ニ伝左衛門ト云農夫アリ、甚孝ナリ、此旨御聞ニ達シ、是ニ米数石ヲ与ヘテ孝ヲ称美シ玉ウ、伝左衛門恩沢ニ服ス、年

ヘテ江戸御屋鋪焼失スルニヨリ、後営<sup>コウエイ</sup>ノ為ニ御領国立山ニ於テ、若干<sup>ソコハク</sup>ノ木ヲ伐<sup>キリ</sup>出サセラル、事アリ、時ニ伝左衛門、乞<sup>コウ</sup>テ木ヲ伐ルノ人夫ニ入ル、功成<sup>コウナク</sup>テ其夫銀ヲアタエラル、伝左衛門ウケズシテ謂ク、先ニ我孝アルト云ヲ以テ米若干<sup>ソコクク</sup>ヲ玉フ、是ヲ以テ父母ニ追<sup>ツイ</sup>孝ス、御恩沢片時モ忘レズ、何トゾシテ此御恩ニ報セン事ヲ思ヘトモ日ナシ、幸ヒニ今木ヲキルノ夫ニ入ルハ、少シク御厚恩ヲ謝スルノ微志ノミ、敢テ夫銀ヲ取ニ心ナシト云、上下皆大ニ感ズ

## 〔注釈〕

○御所垣内村：当時は坂井郡内で、現福井市御所垣内町。田方一五〇石、畠方八七石。江戸時代初期に福井藩領、正保二年（一六四五）より吉江藩領、延宝二年（一六七四）に再び福井藩領となっている（『福井県の地名』）。○伝左衛門：「家譜」重富公二四の明和六年（一七六九）一月五日条に「南条郡今庄村久兵衛坂井郡御所垣内村伝左衛門と申者孝心之趣相聞候ニ付米二表宛被下之」とあり、米二表を与えられている（越前世譜にも同様の記事あり）。また「孝義録」卷之二十七に「孝行者 同領坂井郡御所垣内村 百姓伝右衛門 四十九歳 明和六年褒美」（伝右衛門は誤記か）とあり、この時四九歳であったことがわかる。○立山：江戸時代、藩有林として、藩の用材を保護栽植した山林で、領民の入会権を奪い、または制限した山（『日本国語大辞典』）。福井藩では、郡役所内に置かれた山奉行が立山の取締りを行った。立山の場所としては北潟浦・松林、松岡・松林、鯖波村・雑木、豊原村・松林、鎌倉村（相模国）がある（『福井藩史事典』）。また、江戸のお屋敷焼失は、明和九年（一七七二）二月二九日に「目黒行人坂出火御上屋敷類焼、（中略）御上屋敷御土蔵五つ焼失（後略）」（『続片響記』）のことと考えられ、立山での木の伐り出しは・同年六月に「六月江戸御普請に付

坂井郡北潟山に而、材木を剪出す、溝口郷右衛門管之」（『続片響記』）とあることから、北潟の御立山で行われたものと思われる。○後営：造営の意か（越前市中央図書館・黒田道珍文庫二〇一号）では「造営」となっている。○追孝：死んだ父母や祖先などの冥福を祈り供養して孝養をつくすこと（『日本国語大辞典』）。

## 〔現代語訳〕

御所垣内村に伝左衛門という農夫がいた。とても孝であった。このことが藩主の耳に入り、これに米数石を与えて、孝をほめられた。伝左衛門はそのご恩沢に心服した。

年がたち江戸のお屋敷が焼失することがあり、造営のために領国の立山で、いくらかの木を伐り出すことがあった時に、伝左衛門は願ひ出て木を伐る人夫に入った。木の伐り出しが成功したので、その夫銀をあたえられたが、伝左衛門は受け取らずにいうには「先に私は孝があるとということ、米をいくらかいただいた。それによって父母の供養をすることができた。そのご恩沢を片時も忘れず、何とかしてこのご恩を返そうと思っていたけれどもそのような時がなかった。幸い、今木を伐る人夫に入ったのは、少しでもご厚恩に感謝するいささかの志だけで、あえて夫銀をいただくつもりはない」といった。身分が上の人も下の人もみな大いに感心した。

（九千房英之）

## 中巻―第五九話

一 小堀伝之丞ハ至孝ノ士ナリ、若年ニシテ母ニ別レ父ニツカフ、長ニ從ヒテイヨ、孝ナリ、人皆是ヲ知ル、君侯感嘆ノアマリニ伝之丞ニ賜<sup>タマヒ</sup>アリ、同シ時武術ニ委<sup>タカ</sup>キ士或ハ札ヲ能スル者ヲ褒美セ

ラル、又中平吹村ノ農民久蔵、上細江村農女ハル、河北(ママ)スケ勝レテ孝アルニヨリ米若干ヲ賜フ、今吾君侯之時ニ当ツテ如此孝子多キハ何事ソヤ、是教化ノ賤婦迄ニ及ブカ故ナランカ

〔注釈〕

○至孝…この上もない親孝行。○小堀伝之丞…福井藩士。小堀伝右衛門忠親〔姓名録〕「藩士履歴」。明和五年（一七六八）九月、常日頃の孝心を誉められ、金二〇〇疋を下された。その際下河勇右衛門ほか一名が武芸や大筒等の家芸出精や「旗方功者」としてともに褒賞された（越葵文庫「家譜」重富六九）。「続片聳記」には短い記述が、「国事叢記」には「家譜」とほぼ同文の記述がある。○南条郡中平吹村ノ農民久蔵…同村百姓弥次郎の遺児兄弟のうちの弟。宝暦八年（一七五八）老母への孝養によって藩から褒美米五俵を下された（「家譜」重富六九、「越藩史略」「名蹟考」。「国事叢記」。「越前人物志」）。○足羽郡上細江村農女ハル…佐左衛門の遺児姉妹のうち妹の春。奉公に出ながら老母に孝養を尽くし、明和六年（一七六九）藩から褒美米二俵を下された（「家譜」重富九〇、「名蹟考」。「続片聳記」。「越前人物志」）。福井藩に仕えた在京の儒者清田儷叟「孔雀楼文集」卷之七（安永三）には、久蔵と春についての漢文の事績が掲載され、「国事叢記」は、これを参照して執筆したとされる『南越雑話』上巻著者の村田氏純（氏春）による春の功績を掲載している。なお、久蔵（三七歳）、ハル（三四歳）は、幕府がのちに刊行した『孝義録』（一八〇一年）において、越前国の筆頭に掲載されている。○河北…川北領あるいは、足羽郡上河北村・下河北村カ。○ソコバク…いくらか。

〔現代語訳〕

小堀伝之丞はこの上もない親孝行の武士であった。年若くして母を亡くし父に仕え、おとなになるに従っていよいよ孝行となった。人びとは皆こ

のことをよく知っており、君侯は感嘆のあまりに伝之丞に賜りものを与えた。同じ時に武術に精通した武士、あるいは礼儀を卓越して行った者にも褒美を与えた。同様に中平吹村の農民久蔵、上細江村農女ハル、河北のなにがしもとわりわけ孝行であったため、米若干を賜った。今、わが主君の時に至って、このように孝行人が多くあることはどうしたことだろうか。これは教化が身分の賤しい女にまで及んだゆえだろうか。

（柳沢美美子）